

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年8月31日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和4年8月31日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

TSUTAYA伊集院店・ワークマンプラス伊集院店

日置市伊集院町徳重一丁目16番10 外

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和4年5月10日

### 3 意見の概要

- (1) 廃棄物の低減化や再資源化を図ること。
- (2) 荷さばき時において、作業時間の短縮や車両のアイドリング禁止等に努めること。
- (3) 廃棄物処理時において、早朝・夜間の回収の禁止や廃棄物収集時間の短縮、車両のエンジンの空ぶかしの禁止等、関係機関との連携に努めること。
- (4) 自動車走行音の影響を抑えるために、徐行運転やアイドリング禁止を励行する旨の看板設置等を行い、来店者への騒音防止に対する意識の周知に努めること。
- (5) 住宅や公園が近い立地であり、児童・生徒の通学路もあることから、出入口付近や駐車場内での事故が懸念されるため、関係機関と協議・連携の上、来店者への事故防止意識の周知に努めること。